

上山市道路占用料条例新旧対照表

改正後				改正前			
占用物件		単位	占用料(円)	占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>480</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>420</u>
	第2種電柱		<u>730</u>		第2種電柱		<u>650</u>
	第3種電柱		<u>990</u>		第3種電柱		<u>880</u>
	第1種電話柱		<u>430</u>		第1種電話柱		<u>380</u>
	第2種電話柱		<u>680</u>		第2種電話柱		<u>610</u>
	第3種電話柱		<u>940</u>		第3種電話柱		<u>830</u>
	その他の柱類		<u>43</u>		その他の柱類		<u>38</u>
	一略一	長さ1メートルにつき1年	一略一		一略一	長さ1メートルにつき1年	一略一
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>2</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>370</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>18</u>		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>

上山市道路占用料条例新旧対照表

改正後						改正前					
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	77	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				230
	外径が1メートル以上のもの				510		外径が1メートル以上のもの				450
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの		9				その他のもの		8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	610	
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	380	
			地下に設けるもの		260			地下に設けるもの		230	
	その他のもの			850	その他のもの			760			

上山市道路占用料条例新旧対照表

改正後					改正前				
法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>850</u>	法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>760</u>
法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		A に <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が 2 のもの		A に <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が 3 以上のもの		A に <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>430</u>		上空に設ける通路			<u>480</u>
	地下に設ける通路			<u>260</u>		地下に設ける通路			<u>290</u>
	その他のもの			<u>850</u>		その他のもの			<u>760</u>
法第32第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>9</u>	法第32第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>10</u>
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>87</u>		その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>96</u>
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>87</u>	令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>96</u>
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>870</u>			その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>960</u>
	標識		1 本につき 1 年	<u>680</u>		標識		1 本につき 1 年	<u>610</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	<u>9</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	<u>10</u>
		その他のもの	1 本につき 1 月	<u>87</u>			その他のもの	1 本につき 1 月	<u>96</u>

上山市道路占用料条例新旧対照表

改正後					改正前				
令第7条第1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9	令第7条第1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		430					その他のもの
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額

上山市道路占用料条例新旧対照表

改正後				改正前			
令第7条第9号に掲げる施設	一略一 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	一略一 Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	一略一 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	一略一 Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの		Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの		Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	一略一		一略一	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	一略一		一略一
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	一略一		一略一	令第7条第13号に掲げる施設	一略一		一略一
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額				
備考 1～7 一略一				備考 1～7 一略一			